

仕様書（案）

1 件名

大田区健康ポイント事業業務委託

2 目的

区民の「健康寿命の延伸」を実現するためには、生活習慣病等の予防のための施策を重点的に推進していく必要がある。18歳以上の大田区在住・在勤の方を対象に健康無関心層を広く取り込みながら、個人の健康づくりに向けた意識改善及び行動変容を効果的に促していくことが重要と考える。

これらのことを踏まえて、本案件では、ウォーキングなどの個人の健康づくり活動の取組をポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みをつくることで個人の取組を喚起し、より多くの区民の健康保持・増進、ひいては健康寿命延伸に繋げていくことを目的とする。なお、具体的には以下の達成に寄与することを目指す。

- (1) 健康づくり活動習慣の維持・向上
- (2) 運動実施率の向上
- (3) 生活習慣病有病率の低下
- (4) 健康寿命の延伸

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

令和7年度から令和9年度まで年度ごとに契約（予定）

4 業務委託内容

健康ポイントアプリケーションシステムの導入、運用・保守及び事業の実施に伴う業務を行う。

利用者の健康づくり活動の取組をポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みを実現するスマートフォン（iOS、AndroidOS）対応アプリケーション、及び当該アプリケーションにより入手されるデータ等を管理するシステム（以下、「アプリケーションシステム」という）を開発またはパッケージソフトのカスタマイズを行い、利用者に無償で配布すること。

(1) アプリケーションシステムの導入

システム要求機能は、「【別紙2】システム要求機能一覧」のとおり。

※契約締結時には、大田区と受託者が協議のもと、提案内容を踏まえ、さらに詳細な「【別紙2】システム要求機能一覧」を作成する。

(2) アプリケーションシステムの運用・保守業務

運用保守要件は、「【別紙3】システム運用保守要件一覧」のとおり。

※契約締結時には、大田区と受託者が協議のもと、提案内容を踏まえ、さらに詳細な「【別紙3】システム運用保守要件一覧」を作成する。

(3) 事業の実施に伴う業務

業務要件は、「【別紙4】業務要件一覧」のとおり。

ア 景品及び抽選

景品の提案、調達及び発送をおこなうこと。景品の種類、数量は大田区と協議の上

で決定すること。年2回以上の抽選を実施し、景品発送対象者を抽出し景品を発送すること。抽選方法及び当選者数は大田区と協議の上で決定すること。景品の発送範囲は原則、関東圏内（島しょ部を除く）とする。

イ 問い合わせ対応

令和7年4月以降、利用者からの問い合わせ対応を行うコールセンターを設置すること。2回線以上からスタートし、順次、回線の増減を可とする。

ウ 事業PR

チラシ、Webコンテンツをデザイン、作成し本案件のPR活動を行うこと。内容については大田区と協議の上で作成すること。

エ アンケート調査の実施

アンケートの実施方法及び内容について大田区に提案し、大田区と協議した上で実施すること。実施回数は年2回以上とし、結果データについて集計、報告すること。

オ 事業定例報告、事業効果分析及び報告

本件業務の履行に当たって、進捗状況、課題管理、運用管理に関する情報等を大田区に対し定期的に報告すること。また、年度末に事業効果分析及び報告を行うこと。その他、必要に応じて打合せを実施すること。

なお、報告内容は以下のとおり。

(ア) 利用者数

(イ) アプリケーションのアクティブ率

(ウ) 景品発送状況

(エ) ユーザー問合せ件数及び内容

(オ) 事務局問合せ件数及び内容

(カ) システム障害・トラブル対応件数及び内容

(キ) アンケート集計結果 など

5 要員

受託者は、本契約を受託するに当たって必要な要員を確保し、その実施体制等について事前に大田区の承認を受けることとする。

(1) 要員名簿提出

受託者は、本件業務に従事する受託者の従業員及びその他の者（以下、「要員」という。）の組織名・担当者名を記入した名簿を大田区に提出し大田区の承認を得ることとする。

(2) 要員異動

受託者は、契約期間内に受託者の要員が異動する場合、本件業務に影響が生じない範囲で要員を交代させることができる。

(3) 身分証携行

受託者は、大田区の施設内では身分を証明するものを携行しなければならない。また、大田区の施設への出入りに際しては、大田区が指定する庁舎管理規則に従わなければならない。

(4) 要員責務

受託者は、本件業務の履行にあたる要員の行為において一切の責務を負うものとする。

6 議事録

定例報告、事業効果分析、その他業務に関する打合せ等を実施した場合、受託者が議事録を作成し大田区へ提出すること。

7 納品物

No.	物品名	数量	納期
1	プロジェクト計画書	1部	契約後2週間以内
2	プロジェクト体制図	1部	契約後2週間以内
3	健康ポイントアプリケーション要件定義書	1部	令和7年3月31日
4	健康ポイントアプリケーション基本設計書又は詳細設計書	1部	令和7年3月31日
5	健康ポイントアプリケーション	1式	令和7年3月31日
6	健康ポイントアプリケーション操作手順書	1部	令和7年3月31日
7	検証結果報告書	1部	令和7年3月31日
8	定例報告資料(報告書、議事録)	1式	会議開催後5日以内
9	作業完了報告書	1部	令和7年3月31日

1、2、8については、上記とは別に令和7年3月31日を納期とし、CD-R又はDVD-Rの形式で1部提出すること。

3、4、6、7、9については、文書納品に併せてCD-R又はDVD-Rの形式で1部提出すること。

また、3、4、6、7については、必要があれば年度中随時、受託者は大田区に概要版を提出すること。納品期限は大田区と受託者の協議で定め、文書納品に併せてCD-R又はDVD-Rの形式で1部提出すること。

(1) 電子ファイルの納品形態

電子媒体に格納し納品する電子ファイルは、原則としてPDF形式とする。ただし、大田区の要請によりWord・Excel形式とする場合は大田区受託者協議の上で決定する。

(2) 納品場所

健康づくり課

8 履行場所

大田区指定場所（健康づくり課ほか）

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 留意事項

- (1) 委託業務の一部を第三者に委託もしくは委託に準じた作業を依頼（以下「再委託」という。）する場合は、書面により区の承諾を得ること。
- (2) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受託者は、本委託に基づき知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。個人情報の取り扱いについては、【別紙5】個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者との協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 大田区が納品物に契約不適合箇所を発見し、当該納品物の引渡完了日から起算して12か月以内に受託者にその旨を通知した場合には、受託者は、当該契約不適合箇所を無償で修補するものとする。
- (7) アプリの想定利用者数は最大50,000人とし、必要に応じて増減可能とする。
- (8) アプリケーションシステムの導入及び運用に必要な費用の全て（電話回線利用料、ネットワーク通信利用料、サーバや端末等の費用等）は、受託者の負担とする。なお、回線種別は不問とする。
- (9) アプリケーションシステムの設置場所及び委託業務で必要となる作業場所等は、全て受託者にて確保すること。
- (10) 受託者の責によるアプリケーションシステムの導入の遅れや品質不適合等によるリスクについては、受託者のリスク負担とする。